

経済・財政一体改革の当面の重点課題
～ 地方行財政、社会資本整備～

2021年5月25日

竹森 俊平

中西 宏明

新浪 剛史

柳川 範之

2020年度の経済成長率は実質でマイナス4.6%、名目で同4.0%となったが、政府経済見通し(実質マイナス5.2%、名目同4.2%)を上回った。今後も、機動的・弾力的なマクロ経済運営を行い、今年度中にコロナ前の経済水準の実現を目指す。

骨太2018に掲げた、財政健全化に必要となる実質2%程度、名目3%程度を上回る成長を目指し、600兆円経済の早期実現と財政健全化目標の達成に万全を期すためには、グリーン化やデジタル化を押し進める投資、未来を担う子ども・子育て支援、地方の所得向上を実現する投資を重点的に促進し、新たな成長の原動力としていく必要がある。さらには長年言われてきた日本経済の構造問題を抜本的に改革し、民需主導の持続的な経済成長の実現に必死で取り組むことが不可欠である。

地方行財政については、今回の新型コロナの対応を検証し、より迅速かつ効果的な感染症対策を講じるため、国と地方及び地方自治体間の役割分担の見直し、さらには、人口減少等の課題に対応する観点から推進してきた広域連携の強化について早急に制度的な検討を進めるべきである。また、これまで柔軟に講じてきた経済対策・補正予算等は、地方経済の下支えや地方の感染症対策に大きく寄与してきたが、感染症収束後は、地方財政を平時モードに切り替えることが必要である。

新型感染症を機に、地方移住への関心が高まるとともに、二地域居住、テレワーク、ワーケーションといった新たな暮らし方が広がっている。東京一極集中是正に向けて、こうした動きを加速するため、地域の取組を後押しすべきである。

社会資本整備については、デジタル先端技術やデータを活用し、建設現場の生産性を高めるとともに、民間資金・ノウハウを積極的に活用するなど、防災・減災、国土強靱化の加速化をはじめ社会基盤を着実かつ効率的に強化する必要がある。

経済・財政一体改革のこれらの分野の具体的な重点課題は、以下のとおりである。ワイスペンディングの考え方のもと、諮問会議の専門調査会等で議論してきた別紙の取組と合わせ、政策効果を具体的にデータで示す等、エビデンスベースでの改革にスピード感を持って果敢に取り組むべき。

(1) 国と地方及び地方自治体間の役割分担の見直し、広域連携

- 1 感染症の経験も踏まえ、国と都道府県の関係(例えば、具体的対策の判断を都道府県にどこまでゆだねるのか)、同一都道府県下での自治体間関係(例えば、迅速かつ効率的な実行を担保する都道府県と政令市・特別区・市町村との関係の再整理)について、関係省の協力の下、地方制度調査会等で早急に議論すべき。
- 1 「自治体戦略2040構想研究会」の2018年の報告において、東京圏をはじめとする三大都市圏での緊急時の人材・資源の共有、平時を含む医療・介護の連携等の課題が提起された。しかし、こうした都道府県を越えた連携の深化については、検討が進んでおらず、地方制度調査会で早急に議論を開始すべき。特に、都道府県毎の第3次医療圏を越えた医療・保健所サービスの提供・調整等を強化する広域マネジメントについて、関係省の協力の下、最優先で明確化すべき。
- 1 地方制度調査会答申で指摘された、幅広い市町村の広域連携への参画を促すた

めの合意形成ルールの明確化、市町村連携を前提とした都道府県からの積極的な事務移譲、都道府県による市町村の補完促進のための仕組み等について、法整備に向けた検討を加速すべき。併せて、広域連携のインセンティブを強化すべき。

(2) 地方財政の平時モードへの切り替え

- 1 感染症への対応に向け、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、自治体が自由に用途を決められる予算措置や国による地方負担軽減措置が講じられ、感染症対策や地方経済の下支えに寄与した。一方、緊急時におけるこうした交付金などのように使われ、どのような効果があったのか、可能な限り客観的データを活用した自治体間の比較検証を早期に行い、今後に備えるべき。
- 1 引き続き、地方経済の再生、地方の所得向上に取り組むとともに、感染症収束後には、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻していくべき。

(3) 二地域居住等に対応した地方行政の在り方

- 1 二地域居住する住民に対して、保育・教育等の住民票と紐づいた公共サービスを柔軟に提供できるよう、負担の在り方を含めて早期に整理・検討し、地方公共団体向けの二地域居住ガイドラインを今年度中に策定すべき。
- 1 ふるさと納税や「ふるさと住民票」などの取組を推進し、関係人口の拡大に取り組むべき。テレワークを活用した地方移住(転職なき移住)や、ワーケーションといった新たな暮らし方を拡大するため、地方自治体の取組を後押しすべき。

(4) 防災・減災、国土強靱化を見据えた社会資本整備の計画的実行

- 1 防災・減災、国土強靱化に向けて、新たな「5か年加速化対策」¹を推進するなど、社会資本整備を計画的に実行すべき。また、デジタル社会の形成に関する重点計画の策定、気候変動や経済安全保障・サイバーセキュリティ²への取組強化等の大きな構造改革が今年予定される中、これらの新たな動きと歩調を合わせ、具体策を推進すべき。
- 1 脱炭素化、発電コスト引下げに向け、再生可能エネルギーを活用するための送配電網を抜本的に強化すべき。

(5) 社会資本整備の効果的推進

- 1 社会資本整備重点計画の改定に当たっては、データ活用による ICT 施工³の普及促進や工期の平準化、見える化・横展開、予防保全型のメンテナンスへの早期転換とそためのデジタル先端技術の標準化、民間資金の利活用等を強化し、EBPMを通じてワイスペンディングを徹底するとともに、毎年度その進捗管理を諮問会議に報告すべき。その際、デジタル化や脱炭素化、SDGs に重点を置きつつ、水資源の管理など日本の優れた技術やノウハウを活かし、官民一体となってインフラシステムの国際協力、海外展開を積極的に推進すべき。
- 1 年内に PPP/PFI 推進アクションプランを改定し、以下の取組について、大胆な KPI を掲げ、PPP/PFI における世界のトップランナーを目指すべき。

¹ 2025年度までの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(2020年12月11日閣議決定)。追加的に必要となる事業規模は、今後5年間でおおむね15兆円程度を目途としている。「国土強靱化基本計画」(2018年12月14日閣議決定)においては、年次計画を策定することとしており、PDCAサイクルにより、必要に応じ新しい施策等を追加しながら、施策を着実に推進する枠組みとしている。

² 電力、空港、鉄道等基幹的インフラのサイバーセキュリティの確保や機器利用・業務リスクへの対処等。

³ ICTを用いて建設各工程の効率や精度を高める取組。

- 抜本的な事業規模の拡大目標設定、コンセッションの分野目標の再設定⁴。
- アクションプランの実行期間内での全自治体(広域連携を含め)での普及促進。そのための人口 20 万人未満の自治体への優先的検討規程⁵の導入、地域プラットフォームへの参画拡大⁶。
- 2022 年度までに策定予定の上下水道広域化プランや、個別施設計画の進捗管理。上下水道の老朽化対策における PPP/PFI 導入の優先的検討の実施。

⁴ コンセッション事業の重点分野における目標達成状況は以下のとおり(2020 年度末時点)。

<達成>空港(16 年度目標 6 件)、道路(同 1 件)、文教施設(18 年度目標 3 件)、公営住宅(同 6 件)、工業用水道(20 年度目標 3 件)

<未達成・取組中>水道(今後の経営のあり方の検討 21 件/21 年度目標 30 件)、下水道(実施方針策定 3 件/同 6 件)、クルーズ船向け旅客ターミナル施設(1 件/19 年度目標 3 件、今後の動向等を見極めつつ、2022 年度以降の数値目標を改めて検討)、MICE 施設(事業具体化 4 件/21 年度目標 6 件)、公営水力発電(事業具体化 1 件/20 年度目標 3 件)

⁵ 公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することを定める規定。2019 年度末実績で、都道府県・政令指定都市・人口 20 万人以上の市区では 84.3%(178 自治体中 150 自治体)で導入済だが、人口 20 万人未満の市区町村では 2.7%(1,610 自治体中 44 自治体)にとどまる。

⁶ 2019 年度末の参画自治体数は 515 団体。

経済・財政一体改革の主要な取組事項(地方行財政、社会資本整備)

1. 地方行財政

(広域連携)

- 1 市区町村が策定する各種法定計画について、原則全て広域で共同策定できるよう、関連法案を一括改正すべき。特に連携中枢都市圏・定住自立圏では、計画の共同策定を目指すよう促すべき。
- 1 広域連携に向けたデータに基づく検討を促進すべき。中長期的な行政需要の見直しに加え、経済・財政に関する中長期見直しについても広域レベルで共有し、今後の課題を市町村間で共有するよう促すべき。そのための都道府県の役割を明確化すべき。
- 1 自然災害時に自治体間の人員を融通する枠組について、感染症等でも有効に機能するよう見直すべき。緊急時の派遣に備えた、自治体の専門人材確保を促す地財措置の要件を柔軟化すべき。

(デジタルガバメントによる自治体業務の見直し)

- 1 自治体システム標準化を見据えて、現時点から業務プロセスの見直しを開始すべき。総務省がデジタル庁と連携して業務プロセスの見直しに向けた基本方針を示し、自治体に周知・徹底することで、デジタルガバメントの効果を最大化すべき。

(地方財政の「見える化」)

- 1 感染症等の緊急事態への対応状況を「見える化」するため、地方財政データの公表を早期化し、政策立案に活かすべき。国際標準である四半期別の地方財政データの公表が可能になるよう早期に検討すべき。2023年度までに、全ての自治体が地方公会計の財務書類を決算翌年度中に公表するよう促すべき。
- 1 地方財政計画の計画と決算の乖離に関して、乖離が生じる要因を分析し、今後の計画策定に反映していくべき。

2. 社会資本整備

(社会資本整備の効果的推進)

- 1 各自治体における公共施設等総合管理計画の2021年度中の見直しを通じて、デジタル化やグリーン化、包括的民間委託、地域での一括発注による効率化等の取組を強化すべき。
- 1 個別施設計画が未策定の施設について、状況確認と要因分析、必要な支援を行い、目標時期を定めて早期に策定を完了すべき。インフラ長寿命化計画に基づく具体策を明らかにし、対策が遅れている地方自治体の取組を後押しすべき。
- 1 予防保全に基づくメンテナンスサイクルを徹底するため、施設ごとの予防保全効果の見直しに照らした効果の検証方法を設定し、効果的なPDCAを確立すべき。

(社会資本整備のデジタル化)

- 1 インフラ等のデータについて、地方自治体におけるデジタル化を重点的に支援すると

ともに、データプラットフォームの連携を地方自治体や民間データを含めて加速するよう、年限・KPIを設定し、民間開放や技術開発、利活用を促進すべき。

- Ⅰ 社会資本整備の設計・建設、維持更新、利活用におけるデジタル化を徹底するため、建設生産プロセス全体での3次元データの活用、中小建設業・地方自治体へのICT施工(i-Construction)の普及を促進すべき。予防保全において、ドローンやロボット、センサー等のデジタル技術による点検を標準化すべき。
- Ⅰ ブロードバンドのユニバーサルサービス化、5G整備地域の拡大等を着実に進め、ネットワークを活かしたコンパクトなまちづくり、オンラインの活用、テレワーク・二地域居住を支援すべき。

(社会資本整備のグリーン化)

- Ⅰ インフラ、物流・交通、住居等の電化・水素活用について、デジタル技術やデータの活用、スマートシティの形成と合わせ、投資促進や規制制度改革により強力に推進すべき。
- Ⅰ インフラにおける洋上風力、太陽光、下水道・小水力等の利活用を拡大するとともに、自然環境の機能を活かしたグリーンインフラの整備を推進すべき。
- Ⅰ 住宅・小規模建築物の省エネ基準への適合義務付け等の規制改革を進めるとともに、CO₂排出削減効果の高い技術を導入するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の整備、省エネ改修への支援を強化すべき。

(スマートシティの拡大等)

- Ⅰ スマートシティの拡大に向け、都市間連携が可能な都市OSを計画的に導入するとともに、評価・検証と規制制度改革を推進すべき。導入メリットの見える化やインセンティブ付けを通じて、人材育成や自治体・市民の参加を促しつつ、支援を拡充すべき。
- Ⅰ スマートシティを各地に整合性をもって展開できるよう、内閣府が司令塔となって、各省・官民連携の下で施策を推進するとともに、民間投資を積極的に呼び込むべき。